

医政発 0426 第 2 号
令和 5 年 4 月 26 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特 別 区 長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査所の臨時的な取扱いについて」等の廃止
について

新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査所の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日付け医政発 0305 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「令和 2 年通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る検査を車両により移動して行う衛生検査所の取扱いについて」（令和 4 年 2 月 9 日付け医政発 0209 第 15 号厚生労働省医政局長通知。以下「令和 4 年通知」という。）により示していたところです。

先般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける。」、「位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。」等とされました。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症に位置づけられた場合には、同日付けで令和 2 年通知及び令和 4 年通知を廃止することとします。

ただし、既に令和 2 年通知及び令和 4 年通知により登録を受け、又は業務を行っている衛生検査所（以下「臨時の衛生検査所」という。）について

は、検査体制を確保するため、当分の間、これらの通知に基づく新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施できることとします。また、臨時の衛生検査所については、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を迅速に確保する必要がある場合に特に認められるものであるため、これが必要と認められなくなった場合には、直ちにこの取扱いにより登録した衛生検査所については廃止するよう指導等をお願いします。なお、当該臨時の衛生検査所において、現に登録されている臨時の衛生検査所に係る特例の終了以降も業務を継続する場合は、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条の登録基準を満たした上で臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3に基づく登録を受けることが必要になるため、速やかに対応をお願いします。

また、現に登録されている臨時の衛生検査所に係る特例の終了時期については、今後の感染状況等を踏まえ、追って連絡します。

貴職におかれては、上記について御了知の上、貴管下の衛生検査所等に対し、本通知の周知徹底をお願いします。